

農 整 第 6 2 5 号  
令和 4 年 2 月 28 日

富山県建設業協会長 殿

富山県農林水産部長



「令和 4 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について

平素は、本県農林水産行政について格段のご協力を賜り心から感謝申し上げます。つきましては、国土交通省より「『令和 4 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について』の運用に係る特例措置について」（令和 4 年 2 月 18 日付け国会公契第 49 号ほか）が通知されたことに伴い、農林水産部所管の工事においても下記のとおり運用することとしたので、参考までに送付します。

#### 記

##### 1 特例措置の内容

「令和 4 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和 4 年 2 月 18 日付け 3 農振第 2447 号）により令和 4 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定され、令和 3 年 3 月から適用した公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）に比して富山県の全職種単純平均で 3.4% 上昇したところである。

これに伴い、労務単価等の取扱いに関し、以下の特例措置（1）、（2）を定め、工事の受注者に対し請負代金額の変更契約を行うものである。

##### 特例措置（1）

・令和 4 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事のうち、予定価格の算出にあたって旧労務単価を適用したのものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 $k$ 」は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格

$k$ ：当初契約時点の落札率

## 特例措置（２）

・令和４年２月２８日以前に契約を締結した工事のうち、３月１日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第２５条第６項の運用について」（平成２６年２月１７日付け農企第４３号、農整第７９号）１．（１）及び２．から９．まで（５．（３）を除く。）の規定を準用するものとする。

### ２ その他

落札者決定通知後の工事にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。また、契約締結後の工事にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明するものとする。

事務担当： 農村整備課 技術管理係

変更手続方法

発 注 者

↓ (特例措置の該当工事であることを説明)

受 注 者

↓ 特例措置 (1) の場合

(協議書によるとりかわし) …… 工事打合簿 (様式 52)

特例措置 (2) の場合

インフレスライド条項における対応措置を行う。

発 注 者

【特例措置 (1) に基づく変更】

↓ ※新労務単価及び当初契約時点 (R04.3 月) の資材単価を反映した  
適用世代「040301」により変更する。

受 注 者



国会公契第 49 号  
国官技第 283 号  
国営管第 626 号  
国営計第 174 号  
国港総第 628 号  
国港技第 86 号  
国空予管第 855 号  
国空空技第 482 号  
国空交企第 269 号  
国北予第 61 号  
令和 4 年 2 月 18 日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	港湾空港部長	殿
	営繕部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿

国土交通省

大臣官房会計課長  
大臣官房技術調査課長  
大臣官房官庁営繕部管理課長  
大臣官房官庁営繕部計画課長  
港湾局総務課長  
港湾局技術企画課長  
航空局予算・管財室長  
航空局航空ネットワーク部空港技術課長  
航空局交通管制部交通管制企画課長  
北海道局予算課長  
( 公 印 省 略 )

「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について」  
の運用に係る特例措置について

「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和4年2月18日付け国不建キ第27号、国港技第84号）により令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定され、「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和3年2月19日付け国不建整第153号、国港技第74号）により令和3年3月から適用した公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）に比して全職種単純平均で2.5パーセント上昇したところである。

これに伴い、労務単価等の取扱いに関し、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

第一 措置の概要

新労務単価の決定に伴い、第二に定める工事の受注者は、「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）別冊工事請負契約書第62条、「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」（平成7年9月5日付け建設省営管発第556号）別冊工事請負契約書第62条、「工事請負標準契約書の制定について」（平成8年1月24日付け港管第111号）別冊工事請負契約書第64条又は「工事標準請負契約書について」（平成8年3月19日付け空経第212号）別冊工事請負契約書第62条の規定に基づく請負代金額の変更の協議を請求することができるものとする。

第二 具体的な取扱い

- (1) 令和4年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、予定価格の積算に当たって旧労務単価を適用したのものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 $k$ 」は、それぞれ次に掲げるものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格に相当する価格

$k$ ：当初契約時点の落札率

- (2) 令和4年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、3月1日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年1月30日付け国地契第57号、国官技第253号、国営管第393号、国営計第107号、国港総第471号、国港技第97号、国空予管第491号、国空安保第711号、国空交企第523号、国北予第36号）記1. (1)及び

2. から 8. まで (4. (3)を除く。) の規定を準用するものとする。

### 第三 その他

落札者決定通知後の工事にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。また、契約締結後の工事にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明するものとする。





3 予 第 2 1 1 5 号  
令和 4 年 2 月 2 1 日

北陸農政局長 殿

大臣官房参事官（経理）

「令和 4 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について

令和 4 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について（令和 4 年 2 月 18 日付け 3 農振第 2447 号農村振興局長通知）により令和 4 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定され、令和 3 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について（令和 3 年 2 月 19 日付け 2 農振第 2766 号農村振興局長通知）により令和 3 年 3 月から適用した公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）に比して全職種単純平均で 2.5 パーセント上昇したところである。

これに伴い、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

なお、貴管下の施設等機関、地方支分部局及び各機関の長並びに独立行政法人及び特殊法人の長への通知については、貴職から願います。

また、貴管下都府県に対しては、貴職から参考までに送付するとともに、都府県への送付に当たっては、関係市町村等に対する送付の依頼をされたい。

## 記

### 第 1 措置の概要

新労務単価の決定に伴い、第 2 に定める工事の受注者は、工事の請負契約に係る契約書について（平成 7 年 10 月 24 日付け 7 経第 1492 号農林水産事務次官依命通知）別紙工事請負契約書第 62 条の規定に基づき、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができることとする。

## 第2 具体的な取扱い

- (1) 令和4年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、予定価格の積算に当たって旧労務単価を適用したものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 $k$ 」は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格に相当する価格

$k$ ：当初契約時点の落札率

- (2) 令和4年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、3月1日において工期の始期が到来していないものについては、賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について（平成26年1月30日付け25経第1077号大臣官房経理課長通知）記1.（1）及び2. から8. まで（4.（3）を除く。）の規定を準用するものとする。

## 第3 その他

落札者決定通知後の工事にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。また、契約締結後の工事にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明するものとする。

令和4年3月から適用する 労務単価改定内容 (51職種)

コード	名称	単位	R3.3.1	R4.3.1	増減	
			(円)	(円)	(円)	(率)
R0001	特殊作業員	人	25,000	25,900	900	3.60%
R0002	普通作業員	人	20,100	21,100	1,000	4.98%
R0003	軽作業員	人	15,800	16,000	200	1.27%
R0004	とび工	人	26,300	26,300	0	0.00%
R0005	石工	人	24,400	24,400	0	0.00%
R0006	ブロック工	人	25,000	25,200	200	0.80%
R0007	電工	人	22,400	23,600	1,200	5.36%
R0008	鉄筋工	人	26,500	27,800	1,300	4.91%
R0009	溶接工	人	26,300	26,700	400	1.52%
R0010	特殊運転手	人	23,500	24,300	800	3.40%
R0011	一般運転手	人	19,700	20,800	1,100	5.58%
R0012	潜かん工	人	33,800	35,300	1,500	4.44%
R0013	さく岩工	人	30,300	30,300	0	0.00%
R0014	トンネル特殊工	人	38,400	38,700	300	0.78%
R0015	トンネル作業員	人	26,100	26,300	200	0.77%
R0016	橋梁特殊工	人	29,600	30,300	700	2.36%
R0017	高級船員	人	26,800	28,300	1,500	5.60%
R0018	普通船員	人	22,600	23,800	1,200	5.31%
R0019	潜水士	人	43,000	44,600	1,600	3.72%
R0020	山林砂防工	人	25,100	25,700	600	2.39%
R0021	型枠工	人	25,900	27,000	1,100	4.25%
R0022	大工	人	24,900	25,600	700	2.81%
R0023	左官	人	24,900	25,800	900	3.61%
R0024	配管工	人	21,300	22,300	1,000	4.69%
R0025	はつり工	人	23,700	25,000	1,300	5.49%
R0026	橋梁塗装工	人	35,900	38,000	2,100	5.85%
R0027	造園工	人	20,100	21,000	900	4.48%
R0028	鉄骨工	人	26,300	27,800	1,500	5.70%
R0029	塗装工	人	26,400	27,700	1,300	4.92%
R0030	潜水連絡員	人	25,800	26,600	800	3.10%
R0031	潜水送気員	人	28,400	29,600	1,200	4.23%
R0032	防水工	人	23,800	23,800	0	0.00%
R0033	板金工	人	24,600	25,600	1,000	4.07%
R0034	タイル工	人	20,700	21,600	900	4.35%
R0035	サッシ工	人	26,700	28,200	1,500	5.62%
R0036	屋根ふき工	人	*	*		
R0037	ガラス工	人	23,400	23,900	500	2.14%
R0038	軌道工	人	35,400	35,400	0	0.00%
R0039	内装工	人	25,200	26,000	800	3.17%
R0041	建具工	人	20,300	20,300	0	0.00%
R0042	ダクト工	人	21,000	21,700	700	3.33%
R0043	保温工	人	22,400	23,100	700	3.13%
R0044	建築ブロック工	人	*	*		
R0045	設備機械工(営繕)	人	22,900	24,100	1,200	5.24%
R0046	法面工	人	28,900	30,100	1,200	4.15%
R0047	土木一般世話役	人	23,300	24,800	1,500	6.44%
R0051	交通誘導員A	人	14,200	15,200	1,000	7.04%
R0052	交通誘導員B	人	13,100	13,500	400	3.05%
R0056	潜かん世話役	人	40,000	41,900	1,900	4.75%
R0057	トンネル世話役	人	39,900	41,000	1,100	2.76%
R0058	橋梁世話役	人	35,300	37,100	1,800	5.10%
	51(実質49)職種平均		26,029	26,920	892	3.43%

(参考 R02-R03 0.83%)

